

譲渡及び譲受け

合併
分割
相続

認 可 申 請 書

(郵便番号)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
主たる営業所の所在地							
商号又は名称							
代表者氏名							
電話番号							

書類作成代行者 連絡先記入欄

行政書士名又は行政書士法人名
(担当者名)

※本紙は裏表紙(申請書の最終ページ)として添付してください。

(裏表紙)

承継後(相続の認可後)に提出を要する書類

様式番号	提出書類・確認書類	摘要	提出期限	提出部数
20	営業の沿革	承継法人が新設のとき	承継の日から30日以内	正副各1部
20の2	所属建設業団体	承継法人が新設のとき	承継の日から30日以内	正副各1部
	履歴事項全部証明書	承継法人が新設のとき	承継の日から30日以内	原本1部
7の3	健康保険等の加入状況	様式22の6を提出した場合	承継の日から2週間以内	正副各1部
		様式22の11を提出した場合	認可の日から2週間以内	
	加入状況確認書類	建設業許可申請の手引(申請手続編)23ページ参照	様式7の3に併せて提出	1部
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)・常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者・専任技術者の常勤性の確認資料	建設業許可申請の手引(申請手続編)22ページ参照 個人事業主本人を除く	様式7の3に併せて提示 ※認可申請時に様式7の3を提出した場合は、承継後(認可後)2週間以内	提示
	納税証明書(原本) (愛知県の県税事務所発行のもの)	承継法人が新設のとき ※法人設立報告書の写し(県税事務所の受付印のあるもの)の提出でも可	承継の日から30日以内	1部
		相続人が認可申請後事業を開始するとき ※開業報告書の写し(県税事務所の受付印のあるもの)の提出でも可	認可の日から30日以内	
	主たる営業所、従たる営業所の建物確認資料	承継法人が新設のとき	承継の日から2週間以内	1部
		相続人が認可申請後事業を開始するとき	認可の日から2週間以内	
	法人番号を確認する書類	承継法人が新設のとき	承継の日から30日以内	提示

※上記に記載していない確認資料等の提出を求められることがあります。認可時の指示に従ってください。

愛知県知事許可業者用